

紀美野町第4回定例会会議録

平成21年11月30日（月曜日）

○議事日程（第1号）

平成21年11月30日（月）午後1時30分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 諸般の報告について
- 第 4 議案第104号 専決処分の承認を求めることについて
(平成21年度紀美野町一般会計補正予算(第5号))
- 第 5 議案第105号 紀美野町役場支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例
について
- 第 6 議案第106号 紀美野町地区集会所条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第107号 紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正す
る条例について
- 第 8 議案第108号 紀美野町長及び副町長の給与等条例の一部を改正する条例に
ついて
- 第 9 議案第109号 紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を改正する条
例について
- 第10 議案第110号 紀美野町職員給与条例等の一部を改正する条例について
- 第11 議案第111号 紀美野町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例
について
- 第12 議案第112号 和歌山県町村議会議員等公務災害補償組合の解散について
- 第13 議案第113号 和歌山県町村議会議員等公務災害補償組合の解散に伴う財産
処分について
- 第14 議案第114号 和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散について
- 第15 議案第115号 和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財
産処分について
- 第16 議案第116号 和歌山県市町村職員退職手当事務組合同規約の一部変更につい
て

- 第17 議案第117号 平成21年度紀美野町一般会計補正予算（第6号）について
- 第18 議案第118号 平成21年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第19 議案第119号 平成21年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第20 議案第120号 平成21年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 第21 議案第121号 平成21年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第22 議案第122号 平成21年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第23 議案第123号 平成21年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別金計補正予算（第4号）について
- 第24 議案第124号 平成21年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第25 議案第125号 平成21年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第26 議案第126号 平成21年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第3号）について
-

○会議に付した事件

日程第1から日程第26まで

○議員定数 16名

○出席議員

議席番号	氏名
1番	田代哲郎君
2番	小椋孝一君
3番	北道勝彦君
4番	新谷榮治君

5番 向井中 洋 二 君
6番 上 北 よしえ 君
7番 西 口 優 君
8番 伊 都 堅 仁 君
9番 仲 尾 元 雄 君
10番 前 村 勲 君
11番 加 納 国 孝 君
12番 松 尾 紘 紀 君
13番 杉 野 米 三 君
14番 鷺 谷 禎 三 君
15番 美 濃 良 和 君
16番 美 野 勝 男 君

○欠席議員

な し

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	寺 本 光 嘉 君
副 町 長	小 川 裕 康 君
教 育 長	岩 橋 成 充 君
消 防 長	七 良 浴 光 君
総 務 課 長	岡 省 三 君
企 画 管 財 課 長	牛 居 秀 行 君
住 民 課 長	中 尾 隆 司 君
税 務 課 長	山 本 倉 造 君
産 業 課 長	増 谷 守 哉 君
建 設 課 長	山 本 広 幸 君
会 計 管 理 者	岡 本 卓 也 君

教育次長兼 溝 上 孝 和 君
総務学事課長
生涯学習課長 新 田 千 世 君
保健福祉課長 井 上 章 君
水道課長 三 宅 敏 和 君
美里支所長 峠 泰 男 君
地籍調査課長 温 井 秀 行 君
代表監査委員 中 谷 一 君 (9時13分出席)

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事務局長 大 東 淳 悟 君
書 記 中 谷 典 代 君

開 会

○議長（美野勝男君） 規定の定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年第4回紀美野町議会定例会を開会します。

（午後 1時30分）

○議長（美野勝男君） これから本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（美野勝男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、13番、杉野米三君、14番、鷲谷禎三君を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（美野勝男君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

議会運営委員長から審査結果の報告を願います。

議会運営委員長、伊都堅仁君。

（8番 伊都堅仁君 登壇）

○8番（伊都堅仁君） 議会運営委員長報告を行います。

去る11月26日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について報告いたします。

会期は、本日から15日までの16日間とし、再開日は8日、11日及び15日と決定しました。

議事日程につきましては、配付しております議事予定日程表のとおりであります。

次に、一般質問の通告は12月2日（水曜日）の午後3時までといたします。

次に、全員協議会につきましては、本日、本会議終了後、開催したいと思っております。

次に、総務文教常任委員会を12月4日（金曜日）午前9時30分から、産業建設常任委員会は12月3日（木曜日）午前9時30分から開催したいと思っております。

次に、広報編集委員会を12月11日（金曜日）本会議終了後、開催したいと思っております。

なお、議事の進行上、日程を順次繰り延べる場合がありますので、よろしく申し上げます。

以上で、報告を終わります。

(8 番 伊都堅仁君 降壇)

○議長 (美野勝男君) お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま報告のとおり、本日から12月15日までの16日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から12月15日までの16日間と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告について

○議長 (美野勝男君) 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、例月出納検査結果に関する報告及び紀美野町職員措置請求監査結果についての報告が提出されております。

お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

本定例会に提出された案件は、お手元に配付のとおりです。

この際、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長、寺本君。

(町長 寺本光嘉君 登壇)

○町長 (寺本光嘉君) 開会に当たりまして、一言ごあいさつ並びにその後の行政報告を申し上げます。

本日、紀美野町議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員各位をはじめ関係者の皆さん方には何かとご多忙の中、ご出席を賜りましてまことにありがとうございます。

また、ただいま、全国町村議会議長会より自治功労表彰の伝達を受けられました美濃議員には、心よりお祝い申し上げますとともに、さらなるご活躍をご期待申し上げます。

さて、先日の11月15日、紀美野町の農村センターを主会場として開催されました和歌山県中学校駅伝マラソン大会において、野上中学校の男子チームは昨年に続き見事優勝、また、女子チームは2位という立派な成績を達成されました。この栄誉をたたえとともに、皆さんとお祝いを申し上げたいと存じます。

さて、11月11日に発生した集中豪雨は、午前6時から7時の間の時間雨量は最大65.5ミリで、1日の雨量は140ミリに達しました。この集中豪雨による被害は、床下浸水が3件、町道かしこ2号線道路のり面崩土による通行どめが1件でありました。

次に先日、11月4日、和歌山地方裁判所より旧野上町の公共事業における談合損害請求義務づけ住民訴訟請求の訴状が届き、これに伴い、12月8日までに答弁書を提出しなければならないということで、後ほどご報告させていただきますが、11月19日付で弁護士委託費用にかかる予算の専決処分をさせていただきました。

次に、野上第一保育所新築工事につきましては順調に工事も進み、施設内の環境整備を除き、今年中には完成の運びとなっております。

また、テレビ地上デジタル化放送設備につきましては、現在ギャップフェラーの設備設置が80%に達している状況で、年度内完成に向け進めている状況であります。

また、町道につきましては、福田松瀬線、谷線、平中通2号線、柴目七山線、福井牧場線の札立峠側の現道への取り付け工事も順調に進捗いたしております。

また、林道毛原下滝ノ川線も平成23年度完成に向け、着々と進めているところであります。

次に、地域活性化・経済対策臨時交付金を活用した紀美野町農業経営支援事業補助金については好評を得て、予算オーバーとなっておりますので、予算補正をお願いいたしたく、今期定例会に上程をさせていただきました。

また、先日、初めての試みとして実施いたしました婚活事業も、募集した30組の男女の参加を得て、5組のペアが誕生して成功裡に終了いたしました。今後、町内に居住していただけるカップルの誕生を祈念しているところであります。

さて、今期定例議会に上程している議案は、第104号から第126号までの23件であります。

専決処分の承認を求めることについての案件が1件、紀美野町役場支所及び出張所設置条例の一部を改正する案件、ほか条例の一部改正についての案件が6件、和歌山県町村議会議員等公務災害補償組合の解散についての案件及びこれに伴う財産処分についての案件、和歌山県非常勤職員公務災害補償組合の解散についての案件及びこれに伴う財産処分についての案件、和歌山県市町村退職手当事務組合同規約の一部変更についての案件、平成21年度紀美野町一般会計及び特別会計の補正予算に関する案件が10件であります。

後ほど担当課長より詳しく説明を申し上げますので、十分ご審議の上、原案どおりご可決くださいますようお願いいたしまして、ごあいさつと行政報告とさせていただきます。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 次に、過日、総務文教・産業建設両常任委員会が県外の所管事務調査を行っていますので、委員長から調査結果について報告願います。

総務文教常任委員長、小椋孝一君。

(2番 小椋孝一君 登壇)

○2番 (小椋孝一君) 総務文教常任委員会委員長報告を行います。

去る11月17日から19日まで、3日間、総務文教常任委員会所管事務調査を佐賀県の2カ所の先進地にて実施してまいりました結果について報告を申し上げます。

最初の視察地は佐賀県三養基郡みやき町にある広域ごみ処理施設、鳥栖・三養基西部溶融資源センター及びリサイクルプラザ、鳥栖・西部リサイクルプラザに行きました。佐賀県の東部に位置する鳥栖市、みやき町、上峰町の1市2町、人口が10万人で構成される鳥栖・三養基西部環境施設組合により、建設管理運営されている施設でございます。

平成16年3月に建設され、最新の技術と設備による資源循環型の拠点として、環境保全の再資源化の徹底により、地域の快適な暮らしを支えている施設でありました。

この施設はリサイクルプラザと溶融資源化センターの2つの施設からなり、リサイクルプラザ施設は、粗大ごみ、不燃ごみ、分別した資源ごみから資源を取り出し再利用するための中間処理を行う処理棟、中間処理され、素材ごとに細かく分けられ資源となつたごみを種類別に一時保管する管理庫棟及びリサイクル活動の拠点として環境学習の体験できる場として活用できるプラザ棟がありました。

また、溶融資源化センターは溶融処理方式で可燃ごみを一括処理されまして、処理方式はシャフト炉型のガス化溶融炉で熱風により1,500℃以上で資源ごみ以外のごみを処理されておりました。ガス化溶融炉は最終処分場が要らない、ダイオキシンが非常に少ないというメリットがありますが、1,500℃以上の溶融をするため、ランニングコストがとて高くつくということでありました。

もう1つの視察地は佐賀県神埼市の脊振広域クリーンセンターに行つてまいりました。同じく佐賀県の東部に位置する吉野ヶ里町、神埼市、佐賀市の一部の2市1町、人口が

6万3,000人で構成される脊振共同塵芥処理組合の施設でありました。平成9年より稼働し、平成18年度まで、ストーカ地式燃焼方式で一般廃棄物の処理、焼却後の灰と中間処理後の不燃物は隣接の管理型処分地に埋め立てて処分を行っていましたが、循環型社会構築での3R（リデュース・リユース・リサイクル）及び最終処分地の延命化・維持管理の観点から、平成19年度より既存の焼却炉に熔融施設を直結し、スラグ・メタル等の有効利用を行い、燃やして埋め立てから、溶かして資源化する方法に転換していったそうでございます。

新たに別棟タイプの熔融施設建設をすると経費が高価であり、既存の焼却施設に連結し、直結型の灰熔融炉を建設したことによって、他の灰熔融炉方式に比べ、設置スペースや人員等をふやすことなく、県職員で運転でき、経済性にすぐれているということが特徴でありました。

今、ごみ処理施設については広域での事務が進められているところではありますが、今回の視察は、本町が直面している課題について、学ぶべきことが多く見られ、非常に有意義な視察でありました。

以上で、委員長報告を終わります。

（2番 小椋孝一君 降壇）

○議長（美野勝男君） 続いて産業建設常任委員長、松尾紘紀君。

（12番 松尾紘紀君 登壇）

○12番（松尾紘紀君） 産業建設常任委員長報告をいたします。

去る、11月17日から19日までの3日間、産業建設常任委員会所管事務調査を、佐賀県及び福岡県において実施いたしました結果について報告申し上げます。

18日は、佐賀県武雄市において定住促進事業の取り組み、定住特区補助制度について研修を行いました。

人口約5万人の市で、特に人口減少が激しい市内の3つの町、若木町、武内町、西川町を定住特区とし、市外からの定住を目的に転入を促進させる事業で、平成19年度から平成21年度までの期間限定での実施でありました。

定住特区の指定は、昭和50年から平成17年までの30年間に人口減少率が20%以上の町を指定していました。住宅新築補助金、空き家活用補助金、定住補助金の種類があり、義務教育修了前児童に対する加算や定住特区内で起業する場合等の加算措置も盛り込まれていました。実績は、平成19年度、7世帯20人（うち子ども7人）、平

成20年度が6世帯14人（うち子ども4人）とのことでした。

また、「移住を目的に田舎に暮らしたい」という人を対象に、短期の移住体験の企画もされていました。春、夏、秋の年3回、貸別荘などの宿泊施設を利用し、農業体験、陶芸体験等を体験してもらう企画でありました。

担当者は、移住体験事業に参加された方が転入され、就職も決まったうれしい例などがある一方、空き家バンクへの物件の提供が少ないなど、対応に苦慮しているとのことでありました。

年間約80件の問い合わせがあり、うち52件は県外、東京が最も多く11件、福岡県7件、千葉県、大阪府、長崎県が各4件など、都会の人たちの田舎暮らしの関心が強いことのあらわれであるとのことでした。今後も都会の人たちの心をつかみたいと話していました。

19日には、福岡県遠賀町において、ふれあい農園事業及びファームガーデニング事業について研修を行いました。

人口約1万9,000人の小さな町であり、町有地を利用して一区画21平米の圃場の90区画プラス車いす使用者等の利用を想定した棚式圃場を4区画設置されていました。

この農園は、福祉及び生涯学習の拠点として位置づけている総合福祉施設「ふれあいの里」の一施設として設置されていて、平成19年度から社会福祉協議会を指定管理者として指定し、管理・運営されていました。

町の農業指導員により、年間約10回の農園講習会を開催し、個別農園相談も行っているとのことでした。

利用者の年代層は、契約者68人中60歳未満が12人、60歳以上が56人でありました。退職後の趣味としての活動や、家族とともに農作業を行い、収穫を得ることへの関心や興味ということが動機のようにありました。

今後もだれもが土に親しみ、緑を感じる場として利用促進に努めたいとのことでした。

また、ファームガーデニング事業については、平成16年から始まったレンゲファーム事業の延長として、町の米の消費拡大につなげているとのことでした。

1ヘクタール以上連担した水田で、れんげ、菜の花の開花展示を行い、れんげのピンクと菜の花の黄色のじゅうたんのような美しい景観の創設及び田の地力増強のため、水稻を作付する田に、れんげ、菜の花の開花展示を行った後、これをすき込み、緑肥を利

用した米作りを推進する農業団体及び農業者の組織する団体に補助金を交付するものであります。

この田で収穫した米は、「れんげ・菜の花米」として販売され、すき込まない田の米より1俵当たり500円以上の単価アップとなっているとのことでした。

今後も、さらなるブランド化に向けて取り組んでいくとのことでした。

研修を終え、これら2カ所での研修成果を当町のこれからの施策に役立てていきたいと感じました。

以上で、委員長報告を終わります。

(12番 松尾紘紀君 降壇)

○議長(美野勝男君) 次に、一般質問の通告は12月2日、午後3時までに提出願います。

今期定例会までに受理した請願及び陳情はお手元に配付のとおりであります。

「請願第1号」は産業建設常任委員会へ、「請願第2号」及び「陳情第1号」は、総務文教常任委員会へ付託しましたので、報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第104号 専決処分の承認を求めることについて

(平成21年度紀美野町一般会計補正予算(第5号))

○議長(美野勝男君) 日程第4、議案第104号、平成21年度紀美野町一般会計補正予算(第5号)の専決処分について承認を求める件を議題とします。

説明を願います。

総務課長、岡君。

(総務課長 岡 省三君 登壇)

○総務課長(岡 省三君) それでは1ページをご覧いただきたいと思っております。

議案第104号、専決処分の承認を求めることについて、平成21年度紀美野町一般会計補正予算(第5号)について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成21年11月30日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございますが、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

この件につきましては、旧野上町の公共事業における談合損害賠償請求義務づけ住民訴訟請求事件について、先日、平成21年11月4日に訴状が届きました。

この件につきましては、紀美野町を相手取って、北道議員が起こされた件でございます。内容と申しますのは、旧野上町の公共工事に際しまして、談合が行われていることが明白であるのに、紀美野町は落札した業者に返還を求めないのはおかしい、地方自治法に定められている財産の管理を怠る事実と反しているとのことでありまして、5業者に対して返還を求めよとの内容でございます。

専決処分書、2ページをご覧いただきたいと思います。

平成21年度紀美野町一般会計補正予算（第5号）について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

平成21年11月19日 紀美野町長 寺本光嘉

3ページをご覧いただきたいと思います。

平成21年度紀美野町一般会計補正予算（第5号）。

平成21年度紀美野町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億2,821万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年11月19日 紀美野町長 寺本光嘉

次に、予算についての事項別明細書をご覧いただきたいと思います。

この件に関しましては1件でございまして、9ページに載ってます費用でございます。総務費の一般管理費の方で、訴訟の委託料として200万円を歳出として組むものでございまして、歳入の方では財政調整基金の繰入れを行いたいと思います。

以上、簡単ですが説明といたします。

（総務課長 岡 省三君 降壇）

◎日程第5 議案第105号 紀美野町役場支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について

◎日程第6 議案第106号 紀美野町地区集会所条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男君） 日程第5、議案第105号、紀美野町役場支所及び出張所

設置条例の一部を改正する条例について及び日程第6、議案第106号、紀美野町地区集会所条例の一部を改正する条例について、一括議題とします。

説明を願います。

総務課長、岡君。

(総務課長 岡 省三君 登壇)

○総務課長(岡 省三君) 11ページをご覧いただきたいと思います。

議案第105号、紀美野町役場支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について。

紀美野町役場支所及び出張所設置条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成21年11月30日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由は、所在地表示錯誤による改正を行うものであります。

12ページをご覧いただきたいと思います。

紀美野町役場支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例。

紀美野町役場支所及び出張所設置条例の一部を次のように改正する。

別表、小川出張所の項位置の欄中「22番地」を「23番地」に改め、同表、長谷毛原出張所の項位置の欄中「254番地」を「254番地5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第106号、紀美野町地区集会所条例の一部を改正する条例について。

紀美野町地区集会所条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成21年11月30日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

集会所新築に伴う所在地の改正及び所在地表示錯誤による訂正を行うものでございます。

14ページをご覧いただきたいと思います。

紀美野町地区集会所条例の一部を改正する条例。

紀美野町地区集会所条例の一部を次のように改正する。

別表かしこ荘の項位置の欄中「834番地」を「836番地2」に改める。同表農業

構造改善センターの項位置の欄中「1027番地1」を「1027番地3」に改め、同表河南集会所の項の次に次のように加える。吉見集会所。これにつきましては今年完成したわけでございます。紀美野町下佐々1752番地1に改める。

別表吉野集会所の項位置の欄中「330番地」を「320番地3」に改め、同表中釜滝集会所の項を削り、同表釜滝集会所（第2）の項名称の欄中「（第2）」を削り、同表永谷集会所の項位置の欄中「256番地」を「257番地」に改め、福田集会所の項位置の欄中「230番地」を「143番地1」に改め、野中集会所の項位置の欄中「31番地」を「31番地1」に改め、安井集会所の項位置の欄中「134番地」を「134番地2」に改め、転作研修会館の項位置の欄中「310番地2」を「310番地6」に改め、蓑垣内集会所の項位置の欄中「231番地」を「231番地2」に改め、初生谷集会所の項位置の欄中「40番地」を「59番地1」に改め、勝谷集会所の項位置の欄中「140番地」を「181番地2」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

訂正が多いのは、今、財産の調査しておりまして、錯誤が見つかったためでございます。

以上、説明いたします。

（総務課長 岡 省三君 降壇）

◎日程第 7 議案第107号 紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例について

◎日程第 8 議案第108号 紀美野町長及び副町長の給与等条例の一部を改正する条例について

◎日程第 9 議案第109号 紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を改正する条例について

◎日程第10 議案第110号 紀美野町職員給与条例等の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男君） 日程第7、議案第107号、紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例について及び日程第8、議案第108号、紀美野町長及び副町長の給与等条例の一部を改正する条例について及び日程第9、議案第109号、紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を改正する条例について及び日程第10、議案第110号、紀美野町職員給与条例等の一部を改正する条例について、一

括議題とします。

説明を願います。

総務課長、岡君。

(総務課長 岡 省三君 登壇)

○総務課長(岡 省三君) それでは15ページをご覧いただきたいと思います。

議案第107号、紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例について。

紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成21年11月30日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由ですが、人事院の職員給与の改定に関する勧告により、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに準ずるものである。

16ページをご覧いただきたいと思います。

紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例。

第1条、紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を次のように改正する。

第1条につきましては、期末手当の12月に支給する件について改正をするものでございます。

第6条第2項中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条ですが、下の附則にも書いておりますが、平成22年4月1日から施行するものでございますが、紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を次のように改正するものでございます。

第6条第2項中と申しますのは、期末手当の6月に支給するものでございます。「100分の160」を「100分の145」に改める。

附 則

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

次に17ページをご覧いただきたいと思います。

議案第108号、紀美野町長及び副町長の給与等条例の一部を改正する条例について。

紀美野町長及び副町長の給与等条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成21年11月30日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由ですが、人事院の職員給与の改定に関する勧告により、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに準ずるものであります。

次のページをご覧くださいと思います。

紀美野町長及び副町長の給与等条例の一部を改正する条例。

第1条ですが、紀美野町長及び副町長の給与条例の一部を次のとおり改正するという
ことで、これは12月の期末手当及び勤勉手当を改正するものでございます。

率については記載のとおりでございます。

第2条関係は、平成22年4月1日から施行するものでございまして、紀美野町長及び副町長の給与条例の一部を次のように改正するとなっております。

附 則

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

次のページをご覧くださいと思います。

議案第109号、紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を改正する条例。

紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成21年11月30日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由ですが、これも町長及び副町長と同じでございます。

20ページにまいりまして、給与条例の一部を改正する条例でございますが、これにつきましても町長及び副町長と全く同じものでございます。

次に、21ページをご覧くださいと思います。

議案第110号、紀美野町職員給与等条例の一部を改正する条例について。

紀美野町職員給与条例及び紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例の一部を次の
とおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成21年11月30日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由ですが、人事院の職員給与の改定に関する勧告により、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに準ずるものでございます。

次のページをご覧くださいと思います。

紀美野町職員給与条例等の一部を改正する条例。

紀美野町職員給与条例の一部改正でございます。これは第1条に書いておるとおりで、給与条例の一部を次のとおり改正するというところでございます。

第22条第2項中、第22条というのは、12月の期末勤勉手当のことをうたっておるものでございます。

第23条第2項中とあるのですが、これは勤勉手当の支給に関するものの率を書いております。

次に、別表第1及び別表第2を次のように改めるとなっております。別表は省略させていただきますまして、ご覧いただきたいと思っております。別表1は行政職給料表（一）のことでございます、2表につきましては行政職給料表（二）でございます。

次に29ページをご覧いただきたいと思っております。

第2条関係は、来年4月以降のことをうたっておるものでございます。職員給与条例の一部を次のとおり改正するとなっておりますのですが、この中では一般職と特定幹部職員、5級以上の者を特定幹部職員ということで、率が変わっておるものでございます。

次の第23条関係でございますが、勤勉手当の率をうたっておるものでございます。

次に30ページをご覧いただきますと、紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正するというところでございますが、第3条関係は、職員の給与の減給保障の減額ということで改正することをうたっておるものでございます。

平成18年4月1日に現在の給与表に変わったわけでございますが、それにつきましては、前の給与の平成18年3月31日の給与を保障するというところで、それを下回る場合には減給保障という制度がございまして、減給の分を保障しているものでございます。それにつきまして、今回の改正によりまして、本年4月1日にさかのぼって0.24の減額をするものでございます。

附則、施行期日、この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行する。ただし、第2条の規定は平成22年4月1日から施行するものでございます。

第2ですが、平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置のことを書いておるわけでございまして、ご覧いただきたいと思っております。

別表でございますが、附則別表第2項関係でございますが、給料表ですが、若年層は今回の改正には当たっておらないということの内容を上げておるものでございます。行政職給料表（一）につきましては、1級は1号俸から56号級まで、これは前と金額は変わっておりません。2級につきましては、1号俸から24号級まで、これについても

変わっておりません。3級につきましては1号俸から8号級まで、変わっておりません。

行政職給料表(二)でございますが、1級については1号俸から68号級まで変わっておりません。2級については1号俸から32号級まで変わっておらないわけでございます。

以上、説明とさせていただきます。

(総務課長 岡 省三君 降壇)

○議長(美野勝男君) これから質疑を行います。

1番、田代哲郎君。

(1番 田代哲郎君 登壇)

○1番(田代哲郎君) 一括でいいということでしたので、議案第110号、21ページからの分について質疑をします。

実施に当たりまして、職員組合がたしかあると思うんですが、職員組合との話し合いは行ったのか。行われたとしたら、当事者と執行部のどの役職の範囲で、例えば職員組合の執行部全部と話し合ったよとか、町の執行部は三役も出席したとか、そういうふうを担当した者、名前でなくても役職の範囲を答えてほしいと思います。

第2点、0.24%とはいっても、4月にさかのぼって減額なんですけど、県とか和歌山市、それから有田市はこの措置はとっておりません。そのような緩和措置がとれなかったということの理由を教えてください。県下自治体の中では最低の給与水準にあるということ、執行部の皆さんも十分ご承知のはずだと思いますので、その点がどうしてだったのかについて教えてください。

遡及減額される対象となる職員は何名で、正職員の中の何パーセントに当たるのか、対象者の平均月額、わかっている範囲で結構ですけども、どの程度なのか。これも比較がなければ仕方がないのですが、同じ年代で他の町村と比較したらどうなのかということも、把握しておられる範囲で結構ですので教えてください。

第4点目、早々とした公務員の給料の引き下げが地域の経済に波及して悪循環になるという懸念があります。一層デフレスパイラルを促進するのではないかとこのことを危惧する人もあるんですが、そういうことについて配慮をした上でのことなのか。

以上4点についてお伺いします。

(1番 田代哲郎君 降壇)

○議長(美野勝男君) 総務課長、岡君。

(総務課長 岡 省三君 登壇)

○総務課長(岡 省三君) 田代議員の質疑にお答えいたしたいと思います。

まず1点目でございますが、職員組合との話し合いはどのようなことかということでございますけれども、この話し合いにつきましては、職員組合の組合長と書記長と町三役ですか、教育長を除いて町長、副町長、それから総務課長の間で相談をさせていただきました。

0.24%の4月にさかのぼっての遡及で改正するわけでございますが、それはどうなっておったのかということでございますけれども、これについては和歌山県につきましては、今年独自の給与カットを実施中ございまして、管理職が2%、その他の職員については1%の給与の月額カットをしております。そういったことで、今回の改正には至っていないということでございます。

和歌山市につきましても独自の給与カットを実施中ございまして、管理職が5%、その他の職員については3%をカットしております。だから今回の改正には至らないと、こういうことでございます。

近辺の市町村でございますが、海南市については人事院勧告どおり実施いたします。紀の川市につきましても、専決処分をいたしておりまして、人事院勧告どおり実施することになっております。これについても0.24%でございます。有田川町につきましても、遡及調整を0.24%するものとなっておりますのでございます。

対象となるのは一般職員の方で、現在218人おるわけでございますけれども、一般職で187人に影響が出るものでございます。影響額を申しますと2,527万4,000円で、1人当たりが平均11万5,000円となるものでございます。

対象平均月額、ちょっと調べます。同じ給与、他町村との比較はどうかということでございますが、比較はしにくい状態でございます。個々それぞれによって給与が違っておる関係もございまして、そういったことで、比較はちょっとしにくいということでお答えさせていただきたいと思っております。

地域経済に関して配慮はされたものかということでございますけれども、やはり民間につきましては大変厳しい状況であります。国の方の調査でもわかっておるとおり、人事院として勧告がされておるものでございます。人事院の方では、民間の給与状況に準拠して定められたわけございまして、厳しい経済状況の中でのものを見て人事院勧告をなされたものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

(総務課長 岡 省三君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 1 番、田代哲郎君。

○1 番 (田代哲郎君) まず1 点目、職員組合との話し合いは、教育長を除く町の三役が出席し、町長、副町長で組合の三役と話し合ったということでございます。その際の職員組合の方の言い分はどうであったのか、態度ではどうであったのかということについて、お聞かせ願いたいと思います。

県は何がしの1 %なり2 %の給与カットを行っているところだと。私が聞いた情報が間違いなのかどうかわかりませんが、カットも復元した上で遡及をやめるということだというふうに聞いております。

総務省あたりの通達では、各地方公共団体の給与実態を十分に検討の上、次の件に留意して所要の措置を講じることとして、人事委員会を置いていない市及び町村については、都道府県人事委員会における公民給与の調査結果を参考に適切な改定を行うことと、県の人事委員会の結果を参考にしなさいということだと思っておりますけども、県の人事委員会の勧告を参考にしながら本町でも実施したところで、何ら問題はないというふうに考えるのですが、その点についてどうなのか、お伺いします。

218 名中187 名ですか、大半が4 月にさかのぼって減額されるということですね。これは大変なことだと思うんです。採用が浅い、給与が低いところでの減額は今回はないので、これだけの方が減額の対象になっているというのは、非常に経済的にも大変だと。対象になっておられる人たちというのは、子育て等で最も費用がかかる年代ではないかというふうに思うんです。その点のことについてどういうふうに考えられるのか、実態もあわせてお聞かせ願いたいと思います。

民間は厳しいので、公務員も民間並みに人事院で格差を縮めなさいと。民間が厳しいから公務員だけがきちんと給与を受けるのは間違いだと。

先日、やすらぎ園の議会が開かれたのですが、あそこの給与水準というのは役場よりも低いというふうに私は理解しているのですが、あそこの管理責任者の方がおっしゃるのは、構成市町がこういうふうにさかのぼって実施するのに、事務組合が実施しないというわけにはいかないという、それに準ずるのは慣習であるというふうに答弁されてました。町役場の職員の給与引き下げをやられるというのは、そういうふうな波及効果が出てくるのは避けられないと思うんです。

先日、商売をされている方と話をしたんですが、そんなことをしたらますます物が売れなくなると、そういう意見も聞きました。民間との格差といいながら、公務員の給与を引き下げること、また民間が公務員も下げたのだからということで下げられるという実態が今までの例ではありますので、やっていることが地域経済の振興と逆行するのではないかというふうには私は考えるんですが、その点についてどう思われるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（美野勝男君） 総務課長、岡君。

○総務課長（岡 省三君） 職員組合との話し合いはどうなっていたかということであったわけでございますけれども、やはりラスパイレス指数が低いということの中で、これをせねばならないのかということでございました。ところが、ラスパイレス指数の低いのにつきましては別として、町としても今後改正をしていきたいと、そういったもので返答しております。

県の指導も強いものでございまして、人事院の勧告どおり実施しないことには、県の方からの指導がかかってき、ひいてはペナルティがかかってくるというふうなこともあるのではないかと、こういったこともございます。県の指導の強いこともございます。

先ほど答弁した中で間違っておったのは、給与の影響額でございます。それは先ほど一般職で2,527万4,000円と申し上げたのでございますけれども、給与カットにより毎月0.24%の給与カットをした場合の影響額ですが、157万3,000円ということになっておりまして、平均8,414円で、総額で、期末勤勉手当と合わせて2,684万7,000円の影響額が出るということでございます。

都道府県の人事委員会はどうなっているのかということでございますが、この背景には、やはり和歌山県の人事委員会の勧告を踏まえた上での今回の給与の改定でございまして、和歌山県の人事委員会の方でも勧告がされておるということでございます。

役場職員の子育ての時期における者が大変困るのではないかと、そういった実態はどうなっておるのかということでございますが、給与の水準が低いということもございまして、この点については給与の是正の面で考えていきたいというふうに思っております。

やすらぎ園等の給与が町職員よりさらに低いというふうなことでございますが、町職員が給与カットされれば、民間へも波及がされていくのではないかとということでございます。本町内におきましては、やはり零細企業等が多くございまして、我々公務員以上に厳しいものと感じているものでございまして、人事院勧告に従うのが当然ではないか

というふうに思っております。

以上、答弁いたします。

○議長（美野勝男君） 1番、田代哲郎君。

○1番（田代哲郎君） 職員組合は非常にラスパイレス指数が低いということがあって、そういうことについては改善していくという考えだというふうに説明されていると受けとったんですけども、将来、いわゆるラスパイレス指数の低い部分、比較して給与の低い、特に子育てが大変な年代におられる人たちについて、給与水準を改善していくお考えが本当にあるのかどうか、その点について、きちっと確認させてほしいと思います。これが第1点です。

第2点での和歌山県がどうのこうのということで、人事院も勧告しているという話があって、県からの厳しい指導で、やらないとペナルティが来ると。1つは、ペナルティというのはどういう形で来るのか。この勧告というのは、今の政権が出した勧告ではないわけです。人事院勧告は選挙間際に走り込んで8月に出されたもので、前麻生政権の時代に出された勧告であって、実施しない市町村というのも出てくる可能性はあるんですけど、実施しないからといって、それほど不利益な扱いを受けるものかどうか、その辺をどう考えておられるのか。

政権が交代した後でも、前政権の時代の遺物を粛々と実施するというのは、やはりどうかと思います。地方からもきちっと、そういうことの不合理性を声を上げていくことの方が、今の時代、過渡期の時代には非常に大事ではないかというふうに思います。先般の事業仕分けを見てましても、やはり声を上げるべきではないかというふうに思います。

職員組合との話し合いの中で、町の最高責任者が出席しておられたということなんですけど、対等にきちっとお互いに意見の交換をしたというふうに、組合側も認識していると思われるのかどうか。そんな言い方はどうかと思うんですけども、先般来、威力でわかったと言わざるを得ないような雰囲気の中で行われたということは言わないんですけど、そこまで言うつもりはないんですけど、そういうことがなかったのかどうか。仕方がない、仕方ないわなという声をあちこちで聞きますので、そう言わざるを得ないような状況というのはなかったのかどうか。

ある意味で言えば、組合の思考も、自分たちの職員の給料の問題だけで考えてはいないかという懸念はあります。それがどんな波及効果を及ぼすのかと。実際に地域ではこんなふうにされたら物が売れないと心配する人もあるし、逆にとっぴな言い方ですけど

も、ボーナスのカットなんかもやめて、そのかわりその分は地域で買い物をしてあげてよというような呼びかけをしながらやる方が、よっぽど地域経済には効果的ではないかと。公務員の給与をカットすると、また地域でも、公務員も下げたんやから我慢しなよという話が、紀美野町は零細企業が多いので、もともとボーナスなんかもないところもありますし、それはわかるんですが、そういう一定の目安になるものがどんどん下がってくるということについてどうなのか、その辺のお考えも。それから職員のモチベーションに対する影響はどう出ると考えておられるのか。その点について、答弁をお願いします。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 田代議員から大変厳しいご指摘があったわけでございますが、実は私どもも子育ての時期には非常に右肩上がりの時代であったと。その中で4月にさかのぼって遡及的に対応していただいたわけでございます。

しかしながら今回の場合は、やはり4月にさかのぼって、今の経済情勢に合わせた、そしてまた一般の企業の方々が苦しんでいるのに、公務員だけでそれでいいのかというようなことも、この中には含まれていると思います。そんな中で、我々もえりをただして、これを実施をしていくのが筋ではないかということで考えました。

また、先ほど申されましたラスパイレス指数関係、これとの関係でございますが、私はラスパイレス指数が低いので、それでいいというふうな考えは持っておりません。また、これについては組合とはまた別の面で今後も話をしていきたい、また改善していきたいということで話し合いを行っております。

また、職員組合とは対等かと、押さえているのと違うかと。そうではなしに、対等でお互い意見を出し合いながら、辛抱すべきことはし、そしてまた改善すべきことはしていこうという方針のもとに話し合いをしているところでございますので、そうした中から先ほど田代議員が申されましたように、職員のモチベーション、意識高揚、これについては養われてくるのではないかと、そのように考えておるところでございます。

それともう1点、県からの指導でペナルティって何だと、こういう話でございますが、私はペナルティはまだ見たことがございませんので、わからないということでご理解を賜りたいと思います。

とにかく公務員が給料を下げるということによる一般社会に対しての経済効果、低下ですね、これについてはあろうかと思えます。しかし痛みを分かち合うというのは、これはやはり互いに分かち合って、そしてまた、経済を立て直すというのが一つのパター

ンではないかと、このように考えて、当町においては実施をしまいったということで考えておりますので、どうぞご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 7番、西口 優君。

（7番 西口 優君 登壇）

○7番（西口 優君） 私も議案第110号について尋ねたいと思います。

田代議員の話と少し似通ったところがあるんですけど、先ほど来からの話を聞いていると、国家公務員の給料が下がる、だから地方公務員も下げてくれと、こういうふうな話に聞こえてくるんですけども、ただ、国家公務員といっても、東京に全部いてるわけではなくて、和歌山県にも当然国家公務員がいる。そういう中で、これだけの給料が必要だからくれていると、こういうふうに私は理解をしています。

その中で地方公務員がラスパイレス指数が低いということを皆さん理解している中で、なぜ国が下がったら下げていかないといけないのかと、こういうふうに不自然に思えてかなわない。ラスパイレス指数は本当に低いらしいですね。そういう中で本当は是正ということを考えたら、引き下げる必要はないのではないかと。

町長も先ほどからペナルティはないと。当然、地方自治が独立していることを考えたら、ペナルティがあるわけではないと、こういうふうに理解しますが。ペナルティがわからないというふうな話ですけど、ただ本来は国家公務員の給料に準じた地方公務員の給料があってしかるべきかなと、こういうふうに思うんですよ。

仕事の中身は、当然最高の仕事をこちらも求める。最高の給料を払いましょうと。これでスムーズな職員からの能力が引き出せると、こういうふうに思っている中で、なぜこれだけ給料が低いのに、まだなおかつ下げないとあかんのかと。こういうふうなことを疑問に思うわけなんです。本当に是正ということを考えるんであったら、こういう必要はないのではないかと、こういうふうに思うんですけど、この点について尋ねたいと思います。

（7番 西口 優君 降壇）

○議長（美野勝男君） 総務課長、岡君。

（総務課長 岡 省三君 登壇）

○総務課長（岡 省三君） 西口議員の質疑にお答えいたしたいと思うわけですが、国家公務員に比べまして地方公務員がどれだけの率で給与を保障されている

のかということにつきましては、ラスパイレス指数が比較の標準となるものでございまして、うちの町が低いということになっております。

ラスパイレス指数につきましても、ちょっとややこしい点もございませうけれども、国の方では、実態調査に基づいた民間の給与との比較をするわけございまして、本町にとったら、なかなかそういった実態調査というのは難しいものでございまして、数字であらわすということになると、ちょっと困難をきわめるのではないかと、こういうふう思うわけございませう。

今回の是正につきましては給与表の改定を行うものでございまして、給与表が基本となるものでございまして、給与表に基づきまして、本町の職員をどのように是正していくかと、こういうふうなことでの指標がございませうので、その指標をもとにしないことには、なかなかしにくい点がございませうので、それがもととなるものを改定するときには改定せざるを得ないと、こういうふうにご存じます。県からの指導もございませう。だから改定についてはやっていくべきであると、このようにご存じます。

どうぞご理解のほど、お願いしたいと思ひます。以上です。

(総務課長 岡 省三君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 7番、西口 優君。

○7番 (西口 優君) 何かさっきからの話を聞いていると低くて当然と、こういうふうなところが頭の中にあるのと違うかと、こういうふうにご存じて仕方がないんですよ。

つまり国の仕事に比べて地方自治体の仕事が、給料に影響が出るほど仕事内容に差があるわけではないと僕はご存じているんですよ。だからそれに見合うだけの報酬があつてしかるべきやと。

ただ、県の指導があろうがなかろうが、県に対してなぜものを言えないのか。うちの自治体はこれだけのことをやつてますよと、そういうふうにご存じて当たり前ではないか。

例えば職員はこういうふうにご存じて反論する機会が与えられない。通達だけの話だから。そんなことをご存じたときに、県からどういう指導があろうが、うちの職員はこれだけの仕事をやつてくれますよというふうなことが言えないものかと、こういうふうにご存じて仕方がないわけですよ。

普通にご存じて、ラスパイレス指数が低いというのをみんなご存じているわけですよ。それを少しでも是正するというふうなご存じてを最初から頭の中に持つてたら、こういうふう

うな話はないのではないですか、こう思って仕方がない。

ただ、国が下がってきたから紀美野町も下げてくださいよと、そういうふうな話と違う。それやったら一向にいつまでたっても差が縮まるわけではない。普通に考えたら、最高の給料をあげましょう。そのかわり最高の仕事をしてくださいと、こういうことを管理者は職員に対して言わなければいけない、こういうふうに思うんですけど。

そうしなかったら給料が1割少なかったら、国家公務員の1割減の仕事をしてもいいのかいなど、こういうふうに考えられたら困るから、私としては最高の給料を払って最高の仕事をしてくださいと。これからの地方自治なんて、まだまだいっぱい難しい問題が出てこようと思います。そのときに職員の最高の能力を引き出す体制づくりをしなかったら、もっと困ってくるのではないかと、こういうふうに思うので、その考え方を県になぜ言えないのかと、この点について尋ねたいと思います。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 西口議員のおっしゃっておられることは、本当にもうそのとおりやと思います。

ただ、私もいろいろ組合等の話をし、そしてまずラスパイレス指数、これについてはまた別の話なんですね。そして人事院勧告の見直しと、これはまたこれの話で、ちょっと分けていただいて、したがって人事院勧告の話については人事院勧告どおり実施をしていくと。そして給料のラスパイレス、これについては今後改善していきましょうよということで、職員の士気を高揚しています。

したがって、申されることは私もそれと同じ考えなんですね。しかし、やはり今までの過去の歴史の中でそうした経過をたどっているということで、いかにして今後は正をしていくんだということで話をしているところでございます。ご理解をいただきたい、そのように思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

15番、美濃良和君。

（15番 美濃良和君 登壇）

○15番（美濃良和君） 皆さんるる質疑をされている中で、もう少しだけお聞きしておきたいと思います。

先ほど来お聞きしている中で、町長も言われたように、ラスパイレス指数と人事院勧

告の問題は別なんだということは、そのとおりだと思うんです。

この中でラスパイレス指数云々の話も出てきておりますし、それについての是正等の話も出ておりました。ラスパイレス指数ということについて、一くくりというんですか、一括して紀美野町は低いんだというふうによく言われるんですが、私の経験で、美里町の時代、ラスパイレス指数でどこが一番問題になっているのかということで、当局の方で出してもらった資料があるんですが、それを見てましたら、中卒のある程度の年齢にいった方々によってラスパイレス指数を大きく引き下げていると。その当時70%台ではなかったかと思うんですが、そのようなところがあると思うんですね。紀美野町においてはどこが問題になっているのか、その辺についてお聞きしたいと思うんです。

それからこれに関係したところの職階制の導入というところがちょっと前にありまして、これがさらにこれから影響してくるのではないかということで、私どもも指摘した経緯があったと思うんですが、その辺のところの関係をお聞きしたいと思うんです。

もう1点、人事院に関して、先ほど、県とか他の市のことでパーセンテージがかなり大きく引き下げられるということで遡及をしない、4月までさかのぼらないというふうなことであったんですけれども、紀美野町の現在の状況の中で、さかのぼらないでやるという考えがあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

(15番 美濃良和君 降壇)

○議長(美野勝男君) 総務課長、岡君。

(総務課長 岡 省三君 登壇)

○総務課長(岡 省三君) 美濃議員の質疑にお答えいたしたいと思います。

ラスパイレス指数についてでございますけれども、年齢階層とか、そういった個々個人によってラスパイレスの指数がまちまちでございます。

そういった中で特に低いと申しますのは、大体15年から20年を経過した人がどうも平均的に低いと、こういうことでございますが、個人によってのラスパイレス指数を見た上で考えていけないといけないと、こういったことでございます。

また、今までの勤務評価と、こういったこともございます。また、過去の育児休暇をとったとか、そういったいろんな条件もございまして、一概に是正となりますと、そこら辺のことも大変難しい点もございます。全体的な給与体系を考えていけないといけないのではないかなと、こういうふう思うわけでございます。

国の方の指導では、やはり勤務評定をして、できる者を上げていけと、こういうふう

な最近の指導でございます。特別昇給となりますと、年間約15%程度にとどめよ。と、こういった指導もでございます。そういった中での是正となりますので、大変難しい点もでございます。

先ほど美濃議員が中卒者が特に低いと、こういったことも申されておったんですが、そうとは限っておりません。いろんな例がございますので一概には申せません。

最後に質問された内容がちょっと理解できなかったのですが、今の給与の昇給等については、いろんな国の方の指導もでございますので、その点をご理解いただきたいと思います。

以上、答弁とします。

(総務課長 岡 省三君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 町長、寺本君。

(町長 寺本光嘉君 登壇)

○町長 (寺本光嘉君) 2点目の問題でございますが、4月に遡及、さかのぼって人事院勧告をなぜ実施するんだと、こういう質問であったかと思いますが、やはり公務員と民間の給与は、4月時点で比較均衡を図ることとなっております。

そうしたことで遡及改定を行う場合であっても、4月から改定の実施の日の前日までの期間にかかる考査相当分を解消して、そして年間給与で公務と民間の均衡を図るという観点から所要の調整を行うことが、情勢適用の原則にもかなうものではないかと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 15番、美濃良和君。

○15番 (美濃良和君) 大変町長も苦しい立場にあるのではないかと思うんですね。本当にご苦労さんでございますけれども。実際は上と下から、中間管理職ではないですけれども、はさまれているというのがよくわかるんです。

先ほどのラスパイレス指数の問題について、私が申したのは、旧美里町において、ある時期にラスパイレス指数を大きく引き下げていた要因というのが、その当時中卒の方々が極端に低くて全体のラスパイレス指数を引き下げると、そういうことであつたわけなんです。当然その方々は退職をされているわけなんですけれども。

先ほどのラスパイレス指数云々で言うならば、新しく入った新入の職員はラスパイレ

ス指数は100なんですね。それが徐々にズレていくわけなんですけれども、これは先ほど申しましたけど、職階制の導入をされたことによって、非常に厳しいことも起こってきているのではないかと思うんです。

先ほどの同僚議員の質問に対して、いろんなことがあるんだと。例えば勤務評価もあれば、そんなことで個人的に給料というのは違いがあるんやと。だからということで非常に難しいという話なんですけれども、是正をしてほしいというのは職員の方々の一つの要望であって、それが先ほどから皆さんおっしゃられているように、議員の耳に入っていると、こういうふうに感じるわけでありまして。

そのところをどのように改善をされていくのか。今までも何らかのことをしてくれていると思うんですが、その辺の町長の考えですね。我々にもわかるようなお話というんですか、難しいと思うんですよ。でもそういう高等なことを言われても我々にはわかりませんので、ある程度そしゃくした形で答弁をいただければありがたいというふうに思うんです。

それともう1点、確かに4月時点で人事院勧告というのは見るのだよということで、今答弁があったんですけれども、さかのぼるとというのは、一たん懐に入ったものをまた出せよというのは、だれが見てもつらいものなのですね。

そういうふうなところでありますので、それを何とかできる手段もないのかというのが、先ほどからここにいるみんなの考えではないかと思うんです。その辺のところ、もう少し何か答弁がいただければいいのではないかというふうに思うんですけれども、その辺、答弁をいただきたいと思います。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員の再質疑にお答えをいたします。

職員のそうしたラスパイレス指数を上げるについてのいろいろの手法があろうかと。どの手法でやるのかというご質疑であったかと思いますが、それについては当局へお任せをいただきたい。そしてひとつ検討して、今後改善措置を講じていきたい、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

それと人事院勧告におきましての遡及、4月にさかのぼってということでございますが、先ほどもちょっと申し上げたんですが、右肩上がり経済の時には、やはり4月にさかのぼって給与が上げられた、差額が出されたというふうな私も経験がございます。したがって、右肩上がり経済の時にはそうした措置がされておると。また、やはり右

肩下がりの経済であり、そうした一般企業の方が大変苦しい状況の中にあるときには、我々公務員としてもそれに沿ってやっていくべきではないかと、そのように考えておりますので、ひとつご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 15番、美濃良和君。

○15番（美濃良和君） 大変難しいところであると思うんですね。ラスパイレス指数のところではどのようにするのか、任せてもらいたいということであるんですけども、実際のところはお任せしなければならないのですけども、もう少し議員もわかる方が、あとの態度がとりやすいというところが本音ではないかというふうに思うんですね。

ラスパイレス指数について、先ほど言いましたけども、美里町のある時期において、ある要因で下がっておったと。うちのところはちょっとその辺、具体的にどの辺が引き下がって、何でこういうふうな数字になっているのか。新しい職員は100パーセント、それがどうして県下で一番低いんやというふうに言われるようなことになっているのか。その辺のところを説明いただければありがたいなというふうに思います。

○議長（美野勝男君） 副町長、小川君。

○副町長（小川裕康君） 先ほどから各議員から職員の給与について、いろいろな点でご心配いただいております。

私どもも、うちの職員はよその職員に比べて本当にたくさん仕事をしていただいていると。土日も返上して、いろんなイベントなんかをしていただいている上に、しかしながらラスパイレス指数が県下でも一番低いということについては、職員の方々、非常に申しわけない気持ちはいっぱいでございます。

そんな中で町長も先ほどから申しておりますラスパイレス指数の改善につきましては、現在作業に取り組んでおるところでございます。これにつきましては、当然のことながら組合の方とも意見を交換しながら、お互いに納得したような形での措置をとっていきたいということで、現在、作業中でございます。

細かい点につきましては現在作業中でありまして、具体的にどうするこうするということは、内容が非常に難しく膨大なものでございますので、細かい点については説明は申し上げられませんけれども、そういった形でやっておりますので、議員の皆様方には温かく見守っていただきたいということで、答えは近々出していきたいなということで、これにつきましては組合の方々とも十分協議して納得していただけるものと思っております。

おります。

以上です。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

暫時休憩します。

休 憩

（午後 3時15分）

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後 3時31分）

○議長（美野勝男君） これから議案第107号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

15番、美濃良和君。

（15番 美濃良和君 登壇）

○15番（美濃良和君） それでは先ほど来、休憩も取って、るるそれぞれぞれの各議員も質疑されてきた問題であります。

ここに至ったという理由について、私たちは非常に問題があるのは、新自由主義という考えのもとで、実体経済ではなくて、株式等が証券化されたものがどんどんと出回ると。

その中で特に問題があるのは、外国の資本が入ってきて日本の株等を持っていると。しかも本来ならば配当というものは、経費たるものをすべて引いた、つまり給料なども引いた上で戻ったものを配当すると、それが原則だと思うんです。しかし最近、配当を先にとっておいて、残ったもので経費に充てる、そういうことで人件費が大きく削減されるというふうなようになってきているわけでありまして。

そういうふうなことで、そのつけが我々労働者、また、そういうふうな弱いところに来ている。そこに大きな問題があるというふうに思われます。

先ほどから審議されている人事院勧告の問題であります。これについては、町長の答弁にもあったように大変厳しい一般の方々の暮らし、リストラもあれば経営がうまくいなくて廃業、まだ廃業できればいい方で、倒産というふうな状況にあるところが多々あるわけでございます。

そういうふうな状況の中で、公務員の皆さん方にとっても、だからといって同じ思いをしるということにはならないと思いますが、しかし、このところは町民あつての職員であり、町長、三役、それから我々議員であるというふうに思われるわけであります。

そういうことでお互いに大変厳しい中で、ともに傷をなめ合うというのはおかしいんですけども、その状況の中も必要ではないかと思えます。

そういう中で先ほどの答弁の中で、町としてラスパイレス指数の是正に向かって懸命に取り組んでいると、そういうふうな答弁がございました。これについては私たち議員全員が、やはりこの問題が大きな問題であるというふうに考えるところであります。このところで大いにやっていただくということで答弁がありましたので、そのところを特に頑張ってくださいと。そういうことの中で今回の案件に賛成したいと思えます。

以上で終わります。

(15番 美濃良和君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 暫時休憩いたします。

休 憩

(午後 3時34分)

再 開

○議長 (美野勝男君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午後 3時35分)

○議長 (美野勝男君) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第107号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

これから議案第108号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第108号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

これから議案第109号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第109号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

これから議案第110号に対し討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

15番、美濃良和君。

(15番 美濃良和君 登壇)

○15番(美濃良和君) 先ほど、107号議案のところまで申してまいったように、いろんなところがございますけれども、お互いに職員の皆さん方にも頑張ってもらいたい。そういう中で町長の答弁のあったように、ラスパイレス指数の是正を懸命にやっただくと。そういうことでこの案件に賛成いたします。

(15番 美濃良和君 降壇)

○議長(美野勝男君) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第110号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第111号 紀美野町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する
条例について

○議長(美野勝男君) 日程第11、議案第111号、紀美野町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明を願います。

消防長、七良裕君。

(消防長 七良裕光君 登壇)

○消防長(七良裕光君) 議案書の33ページをお願いします。

議案第111号、紀美野町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

紀美野町消防団の設置等に関する条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成21年11月30日提出 紀美野町長 寺本光嘉
提案理由といたしましては、消防団員の定数確保を行うものでございます。

34ページをお願いします。

紀美野町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

紀美野町消防団の設置等に関する条例を次のように改正する。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 町内に居住する者。ただし、特に必要があるときはこの限りではない。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

従来の第3条第1号は、町内に居住する者ということに限定しておりましたが、管外の勤務者も多くなり、また一部管外で居住したいというような申し出も出てきておりますので、そういう団員が数多くなれば、団員確保に大変苦慮するというので、このたび条例を改正したいということでお願いをするものでございます。

以上で説明を終わります。

(消防長 七良裕光君 降壇)

◎日程第12 議案第112号 和歌山県町村議会議員等公務災害補償組合の解散について

◎日程第13 議案第113号 和歌山県町村議会議員等公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について

◎日程第14 議案第114号 和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散について

◎日程第15 議案第115号 和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について

◎日程第16 議案第116号 和歌山県市町村職員退職手当事務組合規約の一部変更について

○議長（美野勝男君） 日程第12、議案第112号、和歌山県町村議会議員等公務災害補償組合の解散について及び日程第13、議案第113号、和歌山県町村議会議員等公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について及び日程第14、議案第114号、和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散について及び日程第15、議案第115号、和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について及び日程第16、議案第116号、和歌山県市町村職員退職手当事務組合規約の一部変更について、一括議題とします。

説明を願います。

総務課長、岡君。

(総務課長 岡 省三君 登壇)

○総務課長(岡 省三君) それでは35ページをご覧いただきたいと思います。

議案第112号、和歌山県町村議会議員等公務災害補償組合の解散について。

地方自治法第288条の規定により、関係地方公共団体と協議の上、平成22年2月28日をもって、和歌山県町村議会議員等公務災害補償組合を解散したいので、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成21年11月30日提出 紀美野町長 寺本光嘉

次のページをご覧いただきます。

議案第113号、和歌山県町村議会議員等公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について。

地方自治法第289条の規定により、関係地方公共団体と協議の上、平成22年2月28日をもって、和歌山県町村議会議員等公務災害補償組合が解散する際の財産処分を次のとおり定めたいので、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

記

和歌山県町村議会議員等公務災害補償組合の財産は、これを全部和歌山県市町村総合事務組合に帰属させるものとする。

平成21年11月30日提出 紀美野町長 寺本光嘉

次のページをご覧いただきたいと思います。

議案第114号、和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散について。

地方自治法第288条の規定により、関係地方公共団体と協議の上、平成22年2月28日をもって、和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合を解散したいので、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成21年11月30日提出 紀美野町長 寺本光嘉

次のページをご覧いただきます。

議案第115号、和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について。

地方自治法第289条の規定により、関係地方公共団体と協議の上、平成22年2月28日をもって、和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合が解散する際の財産処分

を次のとおり定めたいので、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

記

和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合の財産は、これを全部和歌山県市町村総合事務組合に帰属させるものとする。

平成21年11月30日提出 紀美野町長 寺本光嘉

次のページをご覧くださいと思います。

議案第116号、和歌山県市町村職員退職手当事務組規約の一部変更について。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、平成22年3月1日から、和歌山県市町村職員退職手当事務組合の共同処理する事務を追加するため、和歌山県市町村職員退職手当事務組規約の一部を次のとおり変更するため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成21年11月30日提出 紀美野町長 寺本光嘉

次のページをご覧くださいと思います。

和歌山県市町村職員退職手当事務組規約の一部を改正する規約。

和歌山県市町村退職手当事務組規約の一部を次のように改正する。

題名、本則及び別表を次のように改める。

和歌山県市町村総合事務組規約。

次に総則として組合の名称ですが、今言ったとおりでございます。

第2条につきましては、組合を組織する地方公共団体を上げております。

第3条は、組合の共同処理する事務について掲げております。

第4条につきましては、組合の事務所の位置を示しております。

第5条については、組合の議会の組織を定めております。

第6条については、組合議員の選挙の方法について掲げております。これは46ページ別表第3に載っております。

第7条については、補欠選挙についてでございます。

第8条については、組合議員の任期についてをうたっております。

第9条については、議会の議長及び副議長のことについてうたっております。

第10条については、特別議決についてうたっております。

第3章、組合の執行機関につきましては、組織については第11条に上げております。

第12条については、会計管理者について述べております。

職員については第13条で、監査委員につきましては第14条で、第15条については経費の支弁の方法について上げております。

第5章として、加入・脱退ですが、組合加入の負担金については、第16条で掲げております。

第17条については、合併による組合加入負担の特例に関することについて述べております。

第18条については、脱退による経費の清算についてを上げております。

第19条については、合併による清算の特例に関することについて上げております。

その他、この規約に定めるもののほか、組合の管理及び執行に関し必要な事項は、組合の議会の議決を得て管理者が定めるとなっております。

第1表については、下記に掲げているとおりでございます。

第2表については、それぞれ第3条第1項に掲げる事務を行う市町村の団体名等を上げております。

次のページですが、第3条第2項に掲げる事務の団体及び組合等の名前を上げております。

第3条第3号に掲げる事務については、その団体についての団体名、組合名等を上げております。

附則としまして、この規約は平成22年3月1日から施行する。

それから和歌山県市町村総合事務組合は、平成22年2月28日をもって解散する和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合及び和歌山県町村議会議員等公務災害補償組合の事務を承継する。

この規約の施行の日以後、最初にこの規約による改正後の和歌山県市町村総合事務組合同規約第6条第2号の規定により選任された者の任期は、改正後の規約第8条第1項の規定にかかわらず、平成23年5月7日までとする。

改正後の規約第3条第1項第2号に掲げる事務のうち、海南市の議会の議員に係るものについては、この規約の施行の日から平成22年3月31日までの間、同市において従前どおり処理するものとする。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

(総務課長 岡 省三君 降壇)

◎日程第17 議案第117号 平成21年度紀美野町一般会計補正予算(第6号)につ

いて

○議長（美野勝男君） 日程第17、議案第117号、平成21年度紀美野町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

説明をお願いします。

総務課長、岡君。

（総務課長 岡 省三君 登壇）

○総務課長（岡 省三君） それでは、47ページをご覧いただきたいと思います。

議案第117号、平成21年度紀美野町一般会計補正予算（第6号）。

平成21年度紀美野町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,181万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億9,002万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成21年11月30日提出 紀美野町長 寺本光嘉

それでは、内容について説明いたします。

事項別明細の歳入の部分から主立ったものを説明申し上げます。

54ページをご覧いただきたいと思います。

12款、分担金及び負担金でございます。これにつきましては22万3,000円の増額補正でございます。1項、分担金、3目、災害復旧事業分担金でございます。

14款、国庫支出金、2項、国庫補助金、2目、民生費国庫補助金ですが、子育て応援特別手当交付金と子育て応援特別手当事務組合取扱交付金でございます。これは国の方からの指示でございまして、国の補助金が減額となるものでございます。

15款、県支出金、2項、県補助金で大きな金額のみを申し上げますと、1目、総務費県補助金でございますが、これにつきましてはJ-ALERTというものでございまして、これは経済危機対策に基づいた平成21年度補正予算において、防災情報通信設備整備事業交付金の新設され、J-ALERTを全額国費にて全国一斉整備されることとなり、あわせて柔軟な音声放送を可能とするためのJ-ALERTシステムの改修が

行われることになったためでございます。

3目、衛生費県補助金でございますが、国の方で新型インフルエンザの接種補助金が964万円増額されるものでございます。これにつきましては国2分の1、県4分の1の補助金で賄うものでございまして、住民税の非課税世帯が対象となるものでございます。

9目、災害復旧費県補助金、115万円の補正でございますが、農地農業用施設災害復旧事業費補助金が増額となるものでございます。115万円でございます。

18款、繰入金ですが、1項、基金繰入金でございます。1目、財政調整基金からの繰入れが4,414万5,000円の増額補正でございます。

21款、1項、町債の方での減額の補正でございますが、2目、民生費、一般単独債で3億2,930万円の減額でございます。これは合併特例債でございます。第2表をご覧くださいいただければわかるかと思うんですが。

教育・福祉施設等整備事業債で1,560万円の増額補正でございます。施設整備事業債でございます。

過疎対策事業債で3億1,370万円の増額補正でございます。過疎対策の事業債でございます。これにつきましては、第2表は51ページに掲載しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

重立った大きい金額のみを申し上げます。

1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費ですが、給与で217万9,000円の増額となっているのですが、人事異動に伴うものでございまして、消防から一般管理の方へ移動させるものでございまして、消防の方で減額となっているものでございます。

12目、防災諸費でございますが、工事請負費の方で942万円となっておりますが、先ほど歳入で申し上げたとおり、防災行政無線のJ-ALERTの改修工事の費用でございます。

59ページ、3款、民生費、1項、社会福祉費、4目、障害福祉費、これにつきましては23節の償還金、利子及び割引料で811万3,000円ですが、過年度の返還金でございます。これは補助金の確定によるもので発生したものでございます。

13目、介護保険事業費、985万円ですが、介護保険事業特別会計の繰出金でござ

いまして、介護保険事業がふくらんだためでございます。

先ほど歳入の方での減額がございましたが、8目、子育て応援特別手当費で事務費並びに応援特別手当の方で減額となっております。19節、負担金、補助及び交付金で597万6,000円の減額となるものでございます。

次のページ、61ページにまいりまして、4款、衛生費、1項、保健衛生費、2目、予防費でございますが、1,168万5,000円の増額となっておりますが、これはインフルエンザ予防接種費用の助成金でございますが、国の補助事業でございまして、増額となるものでございます。

5目、成人保健対策費では205万円の増額でございます。各種健診委託料でございます。

62ページでございますが、5款、農林水産業費、1項、農業費、3目、農業振興費でございますが、843万円の増額となっておりますが、この費用につきましては町農業経営支援事業の補助金として支出するもので、町長が冒頭で申したとおり、これを補正したいということでございます。

5款、農林水産業費、2項、林業費、1目、林業総務費でございますけれども、委託料で134万円の増額補正でございますが、森林整備加速化・林業再生事業委託料でございます。

63ページにまいりまして、6款、商工費、1項、商工費、2目、観光費でございますが、工事請負費で生石高原の童謡トイレバリアフリー化の工事費でございます。これは実施設計の段階でふえた分でございます。130万5,000円となっております。

7款、土木費、2項、道路橋りょう費、目、改良費ですが、これは同一目内での金額の補正でございますが、委託料で文化財の調査委託料が減っておりまして、それに伴って町道福田線の用地補償・補てん等の費用を増額しております。

8款、常備消防費でございますが、先ほど申したとおり、一般管理費の方へ減額しているものでございます。

66ページ、9款、教育費、3項、中学校費、2目、教育振興費でございますが、105万円の増額補正となっております。町長が冒頭で申し上げましたが、男子のマラソンが優勝、女子が2位ということで、近畿大会と全国大会へ参加するための生徒派遣の補助金でございます。女子については2位でありますので、近畿大会への出場のみとなっております。

67ページ、10款、災害復旧費、1項、農林水産業施設災害復旧費、1目、農地農業用施設災害復旧費でございますが、これにつきましては工事請負費で223万円の増額補正となっております。

以上、簡単でございますが、一般会計の補正概要についての説明といたします。

(総務課長 岡 省三君 降壇)

◎日程第18 議案第118号 平成21年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について

◎日程第19 議案第119号 平成21年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)について

◎日程第20 議案第120号 平成21年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

○議長(美野勝男君) 日程第18、議案第118号、平成21年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について及び日程第19、議案第119号、平成21年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)について及び日程第20、議案第120号、平成21年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、一括議題とします。

説明を願います。

住民課長、中尾君。

(住民課長 中尾隆司君 登壇)

○住民課長(中尾隆司君) それでは議案書の69ページをお願いいたします。

議案第118号、平成21年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)。

平成21年度紀美野町の国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,337万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億4,706万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年11月30日提出 紀美野町長 寺本光嘉

74ページをお願いします。

2の歳入でございます。

3款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、療養給付費等負担金で1,300万円の補正をお願いするものであります。これにつきましては療養給付伸びに伴うものでございます。

5款、1項、前期高齢者交付金、1目、前期高齢者交付金で862万円の増でございます。これにつきましても一般医療給付費の伸びに伴うものであります。

10款、1項、繰入金、2目、財政調整基金繰入金で3,175万円ということで、財政調整基金からの繰入れでございます。

次のページをお願いします。

3の歳出です。

2款、保険給付費、1項、一般被保険者療養諸費、1目、療養給付費で3,000万円の増でございます。これにつきましては8月診までの受診実績に伴い、給付費の伸びを見込んでおります。

2目、療養費につきましては、財源変更でございます。

2款、保険給付費、4項、高額療養費、1目、一般被保険者高額療養費で2,200万円の増でございます。これにつきましては、8月診までの実績に伴い、給付費の伸びを見込んだためでございます。

3目、一般被保険者高額介護合算療養費につきましては、財源変更でございます。

3款、1項、後期高齢者支援金等、1目、後期高齢者支援金で26万6,000円の増であります。これにつきましては、後期高齢者の支援金の額の確定に伴うものでございます。

2目、後期高齢者関係事務費拠出金の2,000円の増につきましては、これも事務費の額の決定によるものでございます。

次のページをお願いします。

4款、1項、前期高齢者納付金等、1目、前期高齢者納付金で5万6,000円の減額でございます。これにつきましても前期高齢者納付金の額が確定したため、差額調整をするものでございます。

5款、1項、老人保健拠出金、1目、老人保健医療費拠出金で34万4,000円の減でございます。これにつきましても平成21年度分の拠出金の額の確定に伴うもので

ございます。

2目、老人保健事務費拠出金の14万9,000円の減につきまして、これにつきましても拠出金の事務費の額が確定したものでございます。

6款、1項、介護納付金、1目、介護納付金で21万5,000円の減額でございます。これにつきましても介護納付金の確定に伴うものでございます。

8款、2項、保健事業費、1目、疾病予防費で186万6,000円の増であります。これにつきましては人間ドックの委託料が見込みよりも多くなったため、補正をお願いするものでございます。

次のページをお願いします。

議案第119号、平成21年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）。

平成21年度紀美野町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,970万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年11月30日提出 紀美野町長 寺本光嘉

82ページをお願いします。

2の歳入でございます。

3款、1項、繰入金、1目、一般会計繰入金、補正額として10万6,000円でございます。これにつきましては一般会計からの繰入れでございます。

次のページをお願いします。

3の歳出です。

1款、総務費、1項、施設管理費、1目、一般管理費、補正額で10万6,000円の増であります。これにつきましては職員手当と共済費に充てるものでございます。

次のページをお願いします。

議案第120号、平成21年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

平成21年度紀美野町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定める

ところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,009万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年11月30日提出 紀美野町長 寺本光嘉

89ページをお願いします。

2の歳入でございます。

3款、1項、繰入金、1目、一般会計繰入金で3万2,000円の増でございます。

これにつきましては職員給与費の繰入れでございます。

次のページをお願いします。

3の歳出でございます。

1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費で3万2,000円の増であります。これにつきましては一般職の共済費でございます。

以上、3議案につきましての説明といたします。

(住民課長 中尾隆司君 降壇)

◎日程第21 議案第121号 平成21年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について

○議長(美野勝男君) 日程第21、議案第121号、平成21年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

説明を願います。

保健福祉課長、井上君。

(保健福祉課長 井上 章君 登壇)

○保健福祉課長(井上 章君) 議案書の91ページをお願いいたします。

議案第121号、平成21年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)。

平成21年度紀美野町の介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,023万3,000円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億366万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年11月30日提出 紀美野町長 寺本光嘉
議案書の96ページをお願いします。

まず、歳入でございます。

3款、1項、国庫負担金、1目、介護保険給付費負担金で1,321万円の増額でございます。これにつきましては介護給付費の伸びによるもので、介護給付費の20%分となっております。ただし施設分については15%分でございます。

同じく3款、2項、国庫補助金、1目、調整交付金につきましては780万円の増額でございます。これにつきましては地域支援事業、あるいは介護給付費の保険料給付分を補うものでございます。

同じく2目、地域支援事業交付金（介護予防事業費）で49万3,000円の減額です。これにつきましては介護予防事業の減額に伴うものでございます。

続いて4款、1項、支払基金交付金、1目、介護給付費交付金では2,364万円の増額でございます。これにつきましては介護給付費の伸びによるもので、介護給付費の30%に当たるものでございます。

同じく2目、地域支援事業支援交付金で59万1,000円の減額でございます。これにつきましては地域支援事業の減額によるものでございます。

5款、県支出金、1項、県負担金、1目、介護給付費負担金で1,240万円の増額でございます。これにつきましては介護給付費の12.5%、ただし施設サービス費については17.5%分となります。

続いて5款、2項、1目、地域支援事業交付金で24万6,000円の減額でございます。これも介護予防事業費の減額に伴うものでございます。

次のページ、97ページをお願いします。

6款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、介護給付費繰入金では985万円の増額でございます。給付費の12.5%に当たるものでございます。

2目、地域支援事業繰入金（介護予防事業）でございますが、24万6,000円の減額でございます。これにつきましても介護予防事業の繰入れにかかる減額でございます。

続いて4目、事務費繰入金で24万6,000円でございます。これにつきましても事務費にかかる繰入金の増でございます。

8款、諸収入、2項、4目、雑入では91万2,000円の増額でございます。これにつきましては介護予防計画作成報酬の増でございます。

9款、町債、1項、1目、財政安定化基金貸付金では1,375万1,000円の増額でございます。介護給付費等地域支援事業の保険料分を賄うものでございます。

歳出でございます。次のページ、98ページでございます。

1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費で115万8,000円の増額でございます。これは職員手当と13節の委託料の増でございます。

同じく3項、介護認定審査会費、2目、認定調査等費では歳出の組みかえでございまして、旅費と需用費委託料を組みかえるものでございます。

続いて2款、保険給付費でございます。1項、介護サービス等諸費、2目、地域密着型介護サービス給付費では1,100万円の増額でございます。地域密着サービス介護費の増によるものでございます。

続いて3目、施設介護サービス給付費で5,100万円の増額です。これにつきましても、施設介護サービス費の給付費が見込みより上回るためでございます。

続いて5目、居宅介護住宅改修費で200万円の増額、これも居宅の介護住宅改修費の伸びによるものでございます。

次のページの99ページをお願いします。

同じく6目、居宅介護サービス計画給付費で350万円の増額でございます。これも見込みよりも伸びるためでございます。

続いて同じく2款、2項、介護予防サービス等諸費、1目、介護予防サービス給付費で400万円の増でございます。これにつきましては、同じく介護予防サービスの伸びによるものでございます。

続いて3目、介護予防住宅改修費で70万円の増、これも住宅改修の伸びによるものでございます。

続いて4目、介護予防サービス計画給付費の100万円の増額です。これも介護予防サービス計画給付費の伸びによるものでございます。

同じく4項、高額介護サービス等諸費、1目、高額介護サービス費で400万円の増額でございます。これにつきましても高額介護サービス費の伸びによるものでござい

す。

続いて次の100ページで同じく2款、6項、特定入所者介護サービス等費、1目、特定入所者介護サービス等費で150万円の増額でございます。これにつきましても、特定入所者のサービス事業費の支出の伸びによるものでございます。

同じく2目、特定入所者介護予防サービス等諸費でも10万円の増額でございますが、これもサービス費の伸びによるものです。

続いて3款、地域支援事業費、1項、介護予防事業費、1目、介護予防特定高齢者施策で160万円の減額でございます。これにつきましては、生活機能評価委託料の減額ということになっております。

同じく2目、介護予防一般高齢者施策事業費で37万円の減額でございます。これにつきましては人件費の共済費の増と報酬の33万円、役務費の7万5,000円の減額でございます。

続いて101ページをお願いします。

3款、地域支援事業費、2項、包括的支援事業・任意事業費、2目、任意事業費で14万円の増額でございます。高齢者位置情報検索サービス助成開始によるものでございます。

3目、総合相談事業費で3万1,000円の増額です。これにつきましては共済費の増ということです。

4目、権利擁護事業で19万3,000円の減です。報償費の減によるものでございます。

続いて5目、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費で2万2,000円の増でございます。旅費の増によるものです。

5款、1項、諸支出金、1目、償還金で224万5,000円の増でございます。過年度の返還金でございます。

以上、説明とさせていただきます。

(保健福祉課長 井上 章君 降壇)

◎日程第22 議案第122号 平成21年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について

○議長(美野勝男君) 日程第22、議案第122号、平成21年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

説明をお願いします。

建設課長、山本君。

(建設課長 山本広幸君 登壇)

○建設課長 (山本広幸君) 102ページをお願いします。

議案第122号、平成21年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)。

平成21年度紀美野町の農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,620万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年11月30日提出 紀美野町長 寺本光嘉

次に107ページをお願いします。

歳入。3款、繰入金、1目、繰入金で、一般会計から1万円の増額をお願いするものであります。

続きまして108ページをお願いします。

歳出。1款、総務費、1目、一般管理費、4節、共済費で1万円の増額をお願いするものであります。職員の共済費でございます。

以上、簡単ですが説明とします。

(建設課長 山本広幸君 降壇)

◎日程第23 議案第123号 平成21年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算(第4号)について

○議長(美野勝男君) 日程第23、議案第123号、平成21年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算(第4号)について議題とします。

説明をお願いします。

産業課長、増谷君。

(産業課長 増谷守哉君 登壇)

○産業課長(増谷守哉君) それでは109ページをお願いします。

議案第123号、平成21年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第4号）。

平成21年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ94万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億571万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年11月30日提出 紀美野町長 寺本光嘉
それでは114ページをお願いします。

2の歳入でございます。

3款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金でございます。補正額、94万2,000円となっております。これにつきましては、この後ご説明させていただく歳出分を基金より繰入れするものでございます。

次のページ、115ページをよろしくをお願いします。

3の歳出でございます。

1款、総務費、1項、施設管理費、1目、一般管理費、補正額、94万2,000円の増額でございます。この内訳につきましては、3節、職員手当等が3万円、これにつきましては一般職の時間外勤務手当となっております。

4節、共済費、9,000円、これにつきましては一般職の共済費でございます。

11節、需用費、84万6,000円、これにつきましては水道使用料の増加に伴う水道料の17万5,000円の増額、そして次の修繕料につきましては、上水道の受水槽の修繕並びにパークゴルフ場のティグランドの修繕に伴う67万1,000円でございます。

12節、役務費、5万7,000円でございます。これにつきましては電話料金、4万2,000円、自動車損害保険料、1万5,000円となっております。

以上、簡単ですが、説明とします。

（産業課長 増谷守哉君 降壇）

◎日程第24 議案第124号 平成21年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予

算（第3号）について

◎日程第25 議案第125号 平成21年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について

◎日程第26 議案第126号 平成21年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（美野勝男君） 日程第24、議案第124号、平成21年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について及び日程第25、議案第125号、平成21年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について及び日程第26、議案第126号、平成21年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第3号）について、一括議題とします。

説明を願います。

水道課長、三宅君。

（水道課長 三宅敏和君 登壇）

○水道課長（三宅敏和君） 議案書の116ページをお開き願います。

議案第124号、平成21年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）。

平成21年度紀美野町の野上簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ577万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,183万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年11月30日提出 紀美野町長 寺本光嘉

121ページをお開きを願います。

歳入でございます。

4款、1項、諸収入、1目、雑入、577万2,000円の増額につきましては、平成20年度課税期間の消費税還付金でございます。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

1 款、衛生費、1 項、簡易水道費、1 目、一般管理費、4 節、共済費、1 万 1,000 円の増額につきましては、共済長期経理の掛け金率改正に伴うものでございます。

続きまして 3 款、1 項、予備費、1 目、予備費、576 万 1,000 円の増額につきましては、歳入増に伴うものでございます。

続きまして、123 ページをお願いします。

議案第 125 号、平成 21 年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）。

平成 21 年度紀美野町の美里簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 3,750 万 5,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 21 年 11 月 30 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

128 ページをお願いします。

歳入でございます。

3 款、1 項、繰入金、1 目、一般会計繰入金、5 万 1,000 円の増額につきましては、歳入歳出差引額に伴う不足分でございます。

歳出でございます。

1 款、衛生費、1 項、簡易水道費、1 目、一般管理費、4 節、共済費、5 万 1,000 円の増額につきましては、共済長期経理の掛け金率改正に伴うものでございます。

130 ページをお願いします。

議案第 126 号、平成 21 年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第 3 号）。

第 1 条 平成 21 年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 平成 21 年度紀美野町上水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございますが、8 款、水道事業収益については変更はございません。

次に支出でございますが、9 款、水道事業費用につきましても補正額はございません

けれども、内容に変更がございます。

1項、営業費用については7万5,000円の増額、4項、予備費については7万5,000円の減額をお願いするものでございます。

第3条 予算第6条中職員給与費、4,222万円を4,229万5,000円に改める。

平成21年11月30日提出 紀美野町長 寺本光嘉

132ページをお願いします。

収益的収入及び支出でございます。

まず収入につきましては、8款、水道事業収益は変更ございません。

次に支出であります。9款、水道事業費用、1項、営業費用が7万5,000円の増額でございますが、内訳は2目、配水及び給水費で共済負担金が3万1,000円の増額でございます。

4目、業務及び総係費につきましても、同じく共済負担金が4万4,000円の増額でございます。いずれも共済長期経理の掛け金率改正に伴うものでございます。

4項、予備費として7万5,000円の減額をお願いするものでございます。

以上、説明いたします。

(水道課長 三宅敏和君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

散 会

○議長 (美野勝男君) 本日はこれで散会します。

(午後 4時36分)